

平成25年2月21日現在

鳥取県広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)

(案)

平成25年3月〇日

鳥 取 県

目次

第1章 総則

1	この計画の目的	1
2	この計画の位置づけ	1
3	この計画の範囲	1
4	この計画の対象	2
5	根拠法令等	2
6	この計画の改正	2

第2章 実施要領

1	状況	
(1)	島根原子力発電所の状況	3
(2)	鳥取県の対応	4
(3)	島根県からの避難住民の受入れ	7
(4)	情報の伝達と収集	7
2	避難実施の考え方	
(1)	方針	9
(2)	計画の段階区分	9
(3)	防護対策措置等	10
(4)	防護対策措置等の実施要領	11
(5)	避難実施方法	14
(6)	避難の優先順位	15
(7)	避難誘導	15
(8)	自家用車による避難	15
(9)	公共輸送による避難	16
(10)	自衛隊による避難	17
(11)	災害時要援護者によるの避難	18
(12)	児童生徒等の避難	20
(13)	観光客の避難	20
3	各機関の役割	
(1)	関係機関	22
(2)	県庁の各部局等	24
4	避難の支援方法	
(1)	物資等の供給	27
(2)	輸送	28
(3)	医療の提供	30
(4)	避難所	32
(5)	仮設住宅等	32
(6)	応援、受援	32
(7)	応急教育	34

(8) 安否確認	34
(9) 警備	34
(10) 広報・情報伝達・広報	34
(11) 問い合わせ窓口の開設	35
(12) 損害賠償	36
(13) 会計等	36
5 避難実施体制		
(1) 危機管理体制	37
(2) 通信システム	38

付録

付録1 用語の解説	}	今後作成予定
付録2 資料		
付録3 連絡先一覧		

別紙計画（細部実施要領）

別紙1 避難計画	}	今後作成する予定の計画類
別紙2 災害時要援護者避難計画		
別紙3 児童、生徒等避難計画		
別紙4 食糧、生活関連物資等供給計画		
別紙5 輸送計画		
別紙6 被ばく医療計画		
別紙7 広域避難所運営計画		
別紙8 動員計画		
別紙9 広報・情報伝達計画		
別紙10 損害賠償計画		
別紙11 対策本部マニュアル		
別紙12 モニタリング計画		



第1章 総則

1 この計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において過酷事故（シビアアクシデント）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 この計画の位置づけ

(1) 計画の使い方

この計画は、地域防災計画に示す島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、島根原子力発電所事故を起因とする避難の規模をUPZで最大限に全体として仮定して作成している。

万が一の事故の際には、この計画をの作成するに当たって仮定条件で作成しを設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。

これにより、平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性を確保する。

注）実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、その時に必要とされる地域全体を対象とする。

(2) 計画の準拠

この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、鳥取県地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めなき事項は、これら法令等に準拠する。

(3) 計画の構成

ア 地域防災計画との関係

この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域避難計画として住民避難（広義の避難）に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである。（いわゆるコンセプト計画）

イ 別紙計画との関係

別紙計画は、この計画に基づき、各防護対策措置（狭義の避難）について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。

(4) 運用性の確保

この計画は、地域防災計画及びこの計画に基づき各部局等が作成する計画類（別紙計画、マニュアル等）と相まって、計画の運用性と実効性を確保する。

3 この計画の範囲

(1) 時間的範囲

初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。

ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめる。

(2) 地理的範囲

- ア 鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする。
- イ UPZは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。

(3) 計画における避難対象者

- ア UPZ内に居住する住民
- イ UPZ内の一時滞在者
 - (ア) 就労者
 - (イ) 就学者
 - (ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者
 - (エ) 観光客
- ウ UPZ内の通過者
- エ 避難指示で示された地域

(4) 留意事項

計画の範囲は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。

4 この計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

5 根拠法令等

(1) 根拠法令等

- ア 災害対策基本法（災対法）
- イ 原子力災害対策特別措置法（原災法）
- ウ 防災基本計画
- エ 原子力災害対策指針（原災指針）
- オ 災害救助法（災救法）

(2) 参考とする計画等

- ア 鳥取県地域防災計画
- イ 鳥取県国民保護計画
- ウ 鳥取県庁業務継続計画

6 この計画の改正

この計画は、防災基本計画、原子力災害対策指針、地域防災計画、関係法令・規定類等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを不断に行う。

あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練によってより得られた教訓を反映し効果的なものとする。

第2章 実施要領

1 状況

- ・この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実施する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- ・この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適応させて運用する。

(1) 島根原子力発電所の状況

ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、特定のプラント事故が発生したとせず、何らかのプラント事故により、防護対策措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。（※どういう事態に対応しなければいけないかという事態に焦点を当てた計画）

ただし、現時点では、島根原子力発電所で津波に対するシビアアクシデント対策が重点的に実施されていることから、この計画において、津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件を設定する。

イ 島根原子力発電所事故の推移

- ・~~島根原子力発電所において、原災法10条通報に該当するトラブルが発生した。~~
- ・~~県は、災害警戒本部を設置するとともに、緊急時モニタリングを開始した。~~
- ・~~原災法10条通報事象は、原災法15条事象に進展し、「原子力緊急事態宣言」が出された。~~
- ・~~県は、災害対策本部を設置した。~~
- ・~~オフサイトセンター（OFC）機能が立ち上がり、国は、原子力災害現地対策本部をOFCに設置するとともに、原子力災害合同対策協議会を組織した。~~
- ・~~OFCでは、避難指示内容が検討されていた。~~
- ・~~内閣総理大臣は、島根原子力発電所の原災法15条事象に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に避難指示を出した。~~
- ・~~内閣総理大臣は、緊急活動レベル（EAL）及び緊急時モニタリング結果に基づく運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZに避難指示を出した。~~

イ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、当時の状況の進展とは必ずしも一致しない（警戒事態）

- ・島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生した。
- ・県は、中国電力からの連絡と国からの情報提供を受けた。
- ・県は、災害警戒本部を設置した。
- ・県は、平常時モニタリングを強化した。

（施設敷地緊急事態） …原災法10条事象

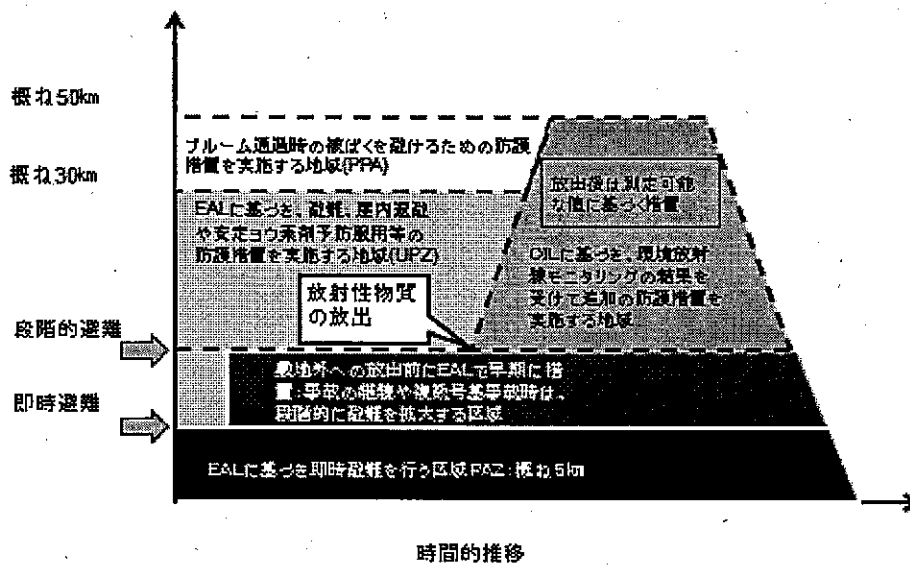
- ・中国電力は、「施設敷地緊急事態」を県に通報した。
- ・県は、災害対策本部を設置した。
- ・県は、緊急時モニタリングを開始した。

- ・県は、屋内退避準備を指示した。
- (全面緊急事態) …原災法15条事象
- ・島根原子力発電所から放射性物質が放出された。
- ・中国電力は、「全面緊急事態」を宣言し、県に通報した。
- ・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言した。
- ・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の配布等、避難等を指示した。
- ・緊急時モニタリングにより、運用上の介入レベル(OIL)の初期設定値が計測され、避難が指示された。

ウ 避難

EALに基づくPAZの即時避難の後、OIL又はEALに基づき、UPZの段階的避難が実施される。

避難の時間的推移のイメージ



(2) 鳥取県の対応

ア UPZ避難

PAZ避難に続いて、あるいはPAZ避難と同時に、国のUPZ避難指示が出された場合、UPZ避難を開始する。

イ 避難シナリオ

(ア) 避難のパターン

島根原子力発電所において、避難が必要な事態が発生し、事態のレベルにより、EALによるPAZ避難に続き、EALまたはOILによるUPZ避難が開始されたものとする。必要な場合、鳥根県知事の避難協議に基づき鳥根県民の避難を受け入れる。

(イ) 避難シナリオ

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、4日間(D+3日)で避難を完了する。

全面緊急事態に発展した日(原子力緊急事態宣言が出された日)を「D日」とする。

※「D日」には、放射性物質の放出はない。

時間的推移	避難の状況
D日	国からの避難指示 予防的防護措置(避難に必要な移動手段の確保や安定ヨウ素剤)

	の服用等の指示配付準備)の指示 ※どのような段階避難の指示が出されるかは今後検討される。
D+1日(24h)	国からの避難指示 ※どのような段階避難の指示が出されるかは今後検討される。 鳥取県内UPZ(～20km)の避難開始 →D+36h避難完了
D+36h	鳥取県内UPZ(20～25km)の避難開始 →D+48h避難完了
D+2日(48h)	鳥取県内UPZ(25～30km)の避難開始
D+3日(72h)	鳥取県内UPZ避難完了

※ 避難シナリオは、今後の原子力災害対策指針の避難基準、避難時間推計シミュレーション結果(ETE)、訓練成果の検証結果等に基づいて逐次見直す。

ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域(UPZ、概ね30km圏内)

要避難地域			避難先地域
20km圏内	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ(作成中)	鳥取市(気高町、青谷町、鹿野町を除く)、岩美町、八頭町
20km～25km	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ(作成中)	
	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ(作成中)	鳥取市(気高町、青谷町、鹿野町)、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
25km～30km	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ(作成中)	

エ 避難手段

(ア) 選定の考え方

避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。このため、不断の見直しを行う。

(イ) 陸路

a 自家用車

避難住民の70%が自家用車を使用すると見積もる

b バス(公共輸送)

自家用車が使えない住民の避難に使用

c 福祉車両(公共輸送)

災害時要援護者の避難に使用

d 自衛隊車両

緊急を要する場合に計画(原子力災害派遣)

(ウ) 鉄路(公共輸送)

JR(境線、山陰本線(米子駅～鳥取駅))

(エ) 今後、海路及び空路についても検討する。

オ 避難経路

(ア) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する経路

(イ) 避難経路

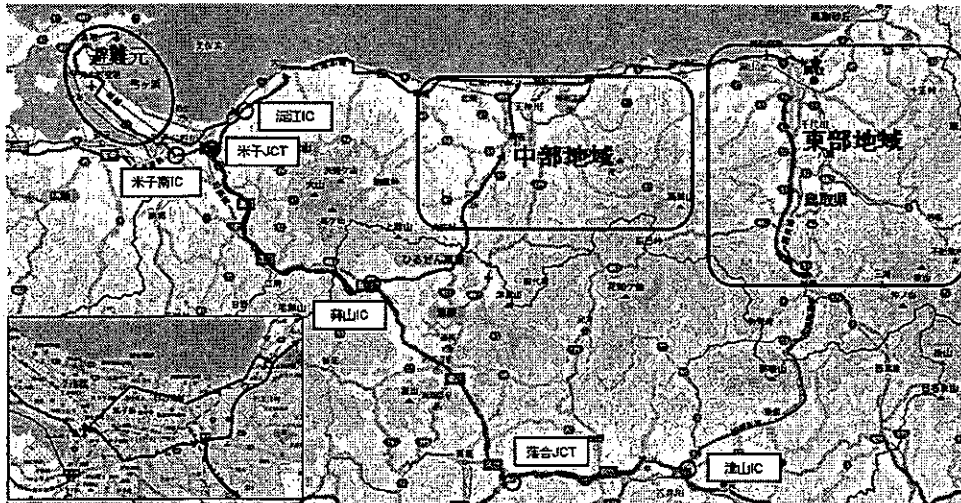
経路1	国道9号沿い	国道9号から県中部・東部地域への避難経路
経路2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山ICを經由した県中部地域への避難経路
経路3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山ICを經由した県東部地域への避難経路

(ウ) 避難経路図

カ UPZ外の避難

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、避難指示が出され必要な場合は、UPZと同様の防護措置を実施する。国で検討中のPPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の考え方の結果を踏まえて、具体的な実施方法を検討する。

避難経路図



(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→(米子) IC
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線→国道181号→(米子南 IC) →国道9号→(米子) IC →米子自動車道→(蒜山 IC) →国道482号→国道313号
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線→国道181号→(米子南 IC) →国道9号→(米子) IC →米子自動車道→(落合 JCT) →中国自動車道→(津山 IC) →国道53号

カ 避難に影響を及ぼすと想定する事項

(ア) 道路の使用

- 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認出来ない道路ものとする(使用可能な場合も検討)
- 冬期は、一の大雪による影響を検討する(除雪)
- 地震動による影響は検討しない(地震による道路等のインフラ被害は想定しない)

(イ) 渋滞の発生

米子市街は、国道9号に、国道431号及び各種道路が合流し避難住民による交通の渋滞が発生

(ウ) 計画外の避難(自主的な避難)

- 島根原子力発電所で事故があった場合に避難
- PAZ避難が指示された場合、一部、PAZ以外の区域で避難が先行的に開始

- c UPZ内の避難指示区域において、一部、計画的な段階的避難の前の避難
- d 一部のシャドー避難（避難指示区域以外からの避難）

(3) 島根県からの避難住民の受入れ

ア 避難シナリオ

島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県で避難者を受け入れる。

イ 避難対象地域

いずれもUPZ圏内

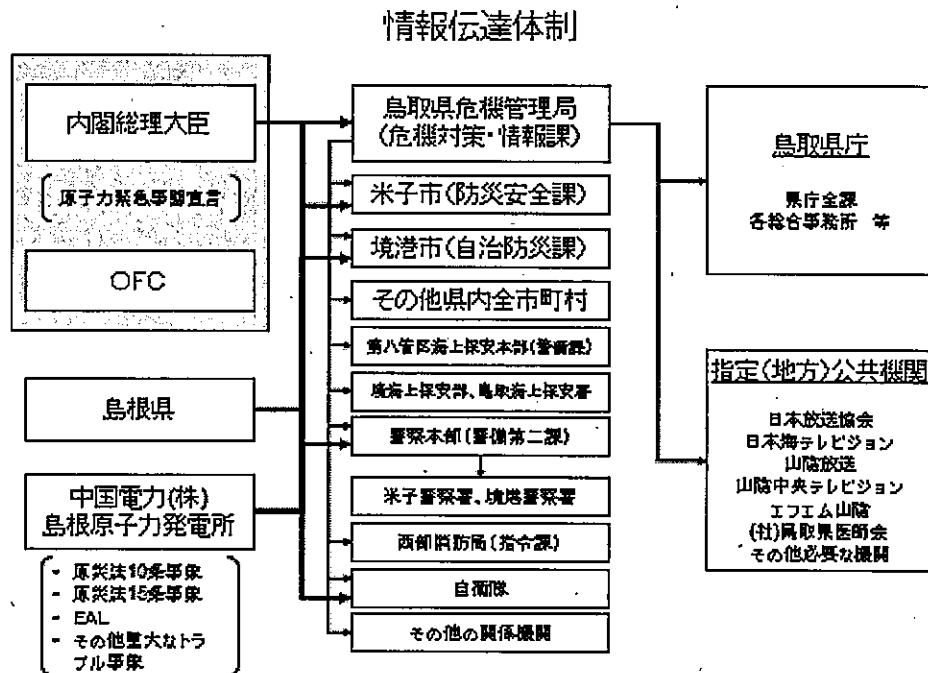
避難受入数	避難受入地域
約1万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約5千人	若桜町、智頭町

(4) 情報の伝達と収集

ア 情報の伝達

県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。

イ 情報伝達体制



※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を引き継ぐ。

ウ 緊急時モニタリング

(ア) 目的

周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得て情報収集を強化し、次の目的を達成する。

- ① 放射線緊急事態に起因する危険のレベルと程度、特に放射線レベルと放射性核種による環境の汚染レベル、について、正確で時宜を得たデータを提供すること
- ② 行政の各種判断、運用上の介入及び防護措置の実施に関して、意思決定者を支援すること

- ③ 緊急作業者の防護のための情報を提供すること
 - ④ 危険の程度について公衆へ情報を提供すること
 - ⑤ 医療介入が必要とされる人々及び長期間にわたる医学的スクリーニングを実施することが正当化される人々を見極めるための情報を提供すること
- ※IAEA「放射線防護の目的のための環境及び線源モニタリング」(RS-G-1.8)より

(イ) 体制

県(EMC)は、施設敷地緊急事態(原災法10条事象通報)があったが発生した場合、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、国の緊急モニタリングとの整合を図りながら、全てのモニタリング支援グループ(大学、研究所、専門機関等)と協力・調整し、迅速なモニタリングを実施する。

(ロ) 実施

時期	方針	要領
初期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時モニタリングの強化から緊急時モニタリングに移行し、国の緊急時モニタリング体制に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め決められた地点について既設の測定器を用いて迅速に実施 ・ 防護対策措置の上で重要な放出源及び施設敷地近傍のモニタリングは事業者が実施 ・ 事故の規模に応じて適切に空間線量率等を測定できる測定器を選択し、迅速に測定
中期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県緊急時モニタリング実施計画の修正 ・ 事故発生から将来にわたる公衆の外部・内部被ばく線量の推定、公衆の被ばくを抑制・低減するための環境の除染方法の立案及び評価、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断、さらに、汚染地域の住民の健康管理及び健康影響評価をするための、モニタリングを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水、農林水産物中の放射性物質濃度測定や、物産、廃棄物等の輸送経路における放射線の測定等、汚染拡大防止のための測定を迅速に実施
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現存被ばく状況の続く限りモニタリングも継続する必要があるが、モニタリング対象と規制の目的に応じて、各省庁が実施する。 ・ 復旧期のモニタリングが終了し、平常時モニタリングへの移行については、利害関係者の参画も得て、放射線防護に加え社会、政治、倫理、経済等関係するあらゆる側面を含め総合的に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行状況の把握、土壌及び堆積物中に蓄積された放射性物質の、生態系、特に食品への移行に着目し、国が主導して定期的にモニタリングを実施 ・ 放射性物質の影響が長期にわたることを想定して、汚染の拡大防止、汚染物の処理及び残留放射能に関するモニタリングを実施

2 避難実施の考え方

(1) 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策措置として避難等（避難及び一時移転、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。この際、災害時要援護者に配慮する。

避難は、島根原子力発電所からの距離に応じて段階的避難を実施し、する。住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞が発生することによる伴う、住民の被ばくの危険性を防止する。

このため、各種条件に応じた避難時間推計を行い、避難計画を事前に作成する。

また、あらゆる手段を使った注意喚起とオフィシャル公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。

(2) 計画の段階区分

ア 段階区分の設定

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。

イ 段階区分と避難計画の対応

(ア) 段階区分

段階区分	方針	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等の活動が計画され、維持され、改善されるよう、それぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。	1. 計画等の作成・修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・ 通報（原災法） ・ 関係自治体へ通報（原災法、協定等） 3. 災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリング 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援 6. 社会的・経済的活動への復帰支援
復旧	復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画が策定され、計画に基づき、通常の社会的・経済的活動へ	1. 放射線の影響管理 2. 環境の除染

	の復帰の支援を行う。	
--	------------	--

(4) 避難計画の対応防護措置の段階

計画の段階	想定する期間
避難準備	原災法10条通報とそれに続く原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）発出後から警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの期間
避難	屋内退避又は避難勧告避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 一次避難（UPZからの避難）
避難生活	避難所へ到着してから、原子力緊急事態解除宣言され、避難指示等が解除されるまでの期間
復帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生活再建	避難先地域から復帰が完了した段階からの期間

(3) 防護対策措置等

ア 防護対策措置

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護対策措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクをできるだけ低減する。

防護対策措置	実施内容
避難	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。
避難	<ul style="list-style-type: none"> 空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減を期待する。 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 長期にわたる場合は、避難の実施を検討する。
コンクリート屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 予測線量が比較的高い場合で、避難する時間的余裕がないときに、屋内退避より大きい遮へい及び気密効果によって大きな被ばく低減を期待する
避難	<ul style="list-style-type: none"> 放射性プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避ける。
安定ヨウ素剤の予防服用	<ul style="list-style-type: none"> 大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。 放射性物質の放出状況を踏まえ、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の屋内退避や避難等の防護対策措置とともに判断する。

飲食物摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングの結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。 ・ 農林水産物の採取及び出荷制限。 ・ 飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。
立入制限措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護対策措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。 ・ 防護対策措置地域の外側に立入制限区域を設定する。

イ 原子力災害事後対策

(7) 県及び市町村等は、原子力緊急事態解除宣言以降に原子力災害事後対策を行う。

(4) 関係市長の避難指示及び警戒区域の設定を継続する。

(ウ) 原子力災害事後対策

- ・ 緊急事態応急対策実施区域等の放射性物質の濃度や放射線量の調査
- ・ 被災者の生活支援、環境の除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他の医療措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又は風評被害による商品の販売等の不振を防止するための広報
- ・ その他、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害からの復旧を図るための措置

(4) 防護対策措置等の実施要領

ア 避難準備段階

(7) 方針

県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態（原災法 10 条事象）通報を受信しを経て全面緊急事態（原災法第 15 条事象）に発展し、避難指示等が出されるまでの間、避難が必要な段階にまで進展することが予想される場合には、避難指示等が出された場合際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。

また、島根県が行う P A Z 避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。

(4) 実施要領

a 指揮命令活動

- ・ 県原子力災害警戒対策本部を設置し、指揮命令活動を開始
- ・ 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出
- ・ 国への輸送力確保の要請
- ・ 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整
- ・ 要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、OFC）
- ・ 現地事故対策会議（OFC）への参加
- ・ 住民広報
- ・ 防護対策措置の実行を監督

b 住民避難及び一時移転

- ・ 優先避難の実施
- ・ 乳幼児など 18 歳未満の者及び妊婦とその家族の避難
- ・ その他災害時要援護者の避難準備
- ・ 屋内退避準備の指示
- ・ P A Z 避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z 避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整
- ・ U P Z 避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所）

- ・住民避難計画の修正
- ・輸送力の確保
- ・避難経路の確保
- ・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）
- ・関係機関との調整
- ・避難所の開設準備、広域調整
- c モニタリング
 - ・EMCの災害対策本部の下部組織として設置された部付属機関へのEMCの移管（災害対策本部が設置された時は）
 - ・緊急時モニタリングの実施（第1段階）
 - ・モニタリング支援の要請
 - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療
 - ・スクリーニング準備
 - ・安定ヨウ素剤の配布準備
 - ・医療救護班の配置調整

イ 避難段階

(7) 方針

県は、原子力緊急事態発生時全面緊急事態（原災法第15条）において、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護対策措置を実施する。

避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。

(1) 実施要領

- a 指揮命令活動
 - ・災害対策本部の設置
 - ・原子力災害合同対策協議会への参加
 - ・鳥取県原子力防災専門家会議委員の招集（技術的助言）
 - ・専門家の国への派遣要請（技術的助言）
 - ・専門的知識を有する職員の国への派遣要請（事態把握）
 - ・避難等の指示
 - ・住民広報
 - ・防護対策措置の実行を監督
 - ・復帰計画の準備
 - ・復興計画の準備
- b 住民避難
 - ・避難指示（屋内退避）の伝達
 - ・警戒区域の設定
 - ・飲食物等摂取制限
 - ・輸送力の配分
 - ・避難を開始
 - ・避難誘導、輸送
 - ・段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施
 - ・避難所を設置
 - ・食糧、生活関連物資等の供給
 - ・仮設住宅の設置
 - ・恒久住宅の準備
- c モニタリング
 - ・EMCの災害対策本部付属機関への移管（災害対策本部が設置されている時）
 - ・緊急時モニタリングの実施（第1段階）

- ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療
 - ・スクリーニングの実施
 - ・安定ヨウ素剤の配布
 - ・医療救護班の配置
 - ・被ばく患者の搬送

ウ 避難生活段階

(ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難所等を準備し、避難住民の生活を確保する。あわせて、必要な防護対策措置を実施する。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・被災者生活支援
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・防護対策措置の実行を監督
 - ・復帰計画の作成
 - ・復興計画の作成
- b 避難
 - ・恒久避難住宅の設置
 - ・食糧、生活関連物資等の供給
- c モニタリング
 - ・緊急時モニタリングの実施（第2段階）
 - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療活動

エ 復帰段階（中期対応段階）

(ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。

復帰段階は、その時の状況によるところが大きいいため、この計画では、大綱にとどめる。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・被災者生活支援
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・防護対策措置の実行を監督
 - ・復興計画の作成
- b 避難
 - ・避難住民の復帰
 - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
 - ・損害賠償
- c モニタリング
 - ・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
 - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療活動

オ 生活再建段階（復旧段階）

(ア) 方針

県は、避難住民の日常生活の安定を図るための必要な措置を実施する。

生活再建段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。

(イ) 実施要領

a 指揮命令活動

- ・原子力災害復興本部の設置
- ・県災害対策本部の廃止
- ・原子力災害事後対策の実施
- ・情報活動、関係機関との調整
- ・住民広報
- ・原子力災害事後対策の実行を監督

b 避難

- ・避難住民の生活再建
- ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
- ・損害賠償

c モニタリング

- ・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
- ・モニタリングデータの公表

d 被ばく医療活動

- ・健康影響調査

(5) 避難実施方法

ア 避難指示の手順

県は、国原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、EAL又はOIL運用と、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、具体的な避難の指示を作成し、各種防護対策措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。

関係要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。

イ 避難先

島根原子力発電所からUPZ内の住民避難を国原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県中部・東部地域に段階的に行う。

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。

段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは、屋内退避を実施する。

避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災害対策基本法に基づき、県外避難を実施する。

＜県外避難実施の要件＞

- ・ 避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・ 入院患者等災害時要援護者を収容する施設が県内で不足するとき
- ・ その他必要と認められるとき

PPA（30 km～50 km圏内）については、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を行う。

ウ 避難手段

(ア) 自家用車

(イ) バス

(ロ) 福祉車両

(ハ) 自衛隊車両

- (オ) JR
- (カ) その他手段（船舶、航空機）
- エ 避難方法
 - ・ あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。
 - ・ 自家用車による避難をするときは、各家庭毎に避難する。
 - ・ 公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で一時集結所から避難する。
 - ・ 県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行指示について要請する。
- オ 避難所
 - 自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。
 - 避難所等については、事前にモニタリングにより汚染されていないことを確認する。
- カ UPZ外の避難
 - UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う。
- カキ 別紙1「避難計画」

(6) 避難の優先順位

- ア 地域
 - 島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。
 - 避難は、EAL、OILを基準とする国の避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。
 - また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。
- イ 対象者
 - (ア) 乳幼児など18歳未満の者及び妊婦とその家族は、優先的に避難する。
 - (イ) その他災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

(7) 避難誘導

- ア 避難情報の伝達（広報）
 - (ア) 県
 - ・ 県は、避難指示等が出た場合、報道機関放送事業者に対して報道放送要請を行い、当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。
 - ・ 緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等
 - (イ) 米子市及び境港市
 - ・ 市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護対策措置区域（UPZ内）の住民に広報する。
 - ・ 緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等
- イ 一時集結所への誘導
 - 市は、一時集結所への避難誘導を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

(8) 自家用車による避難

- ア 方針
 - 避難対象地域内から自家用車避難を行う地区順を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。
- イ 対象者
 - 自家用車を利用できる者
- ウ 避難順序の統制
 - 県及び市等は自家用車避難を行う避難住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、

避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

エ 避難所への誘導及び受け入れ

県及び受け入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受け入れを行う。

(ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

(イ) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

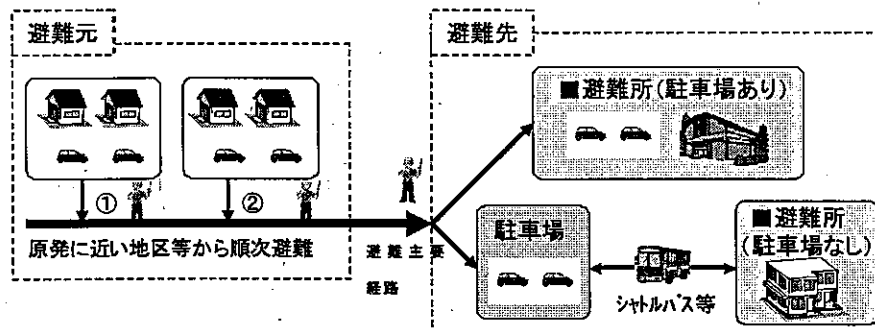
オ スクリーニング等

主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。

なお、避難先までの間にスクリーニングできなかった避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。

カ 自家用車避難のイメージ

自家用車による避難のイメージ



(9) 公共輸送による避難

ア バスによる避難

(ア) 方針

避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路及び避難所へ移動する。

なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。

(イ) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等

(イ) 一時集結所までの誘導

a 誘導の実施者

米子市及び境港市は、避難住民の住家から一時集結所までの徒歩による避難の誘導を実

施する。

b 誘導要領の策定

米子市及び境港市は、あらかじめ誘導要領を策定する。

(エ) 一時集結所から避難所までの輸送

a 輸送の実施者

県は、市町村、警察、消防及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施する。

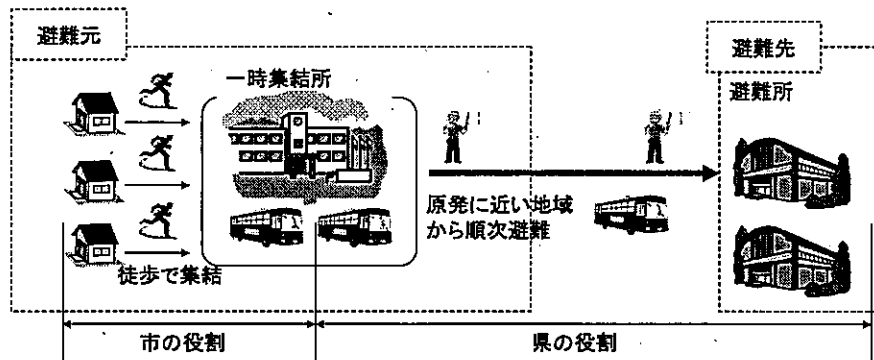
b バス等の確保

県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて県外バス事業者への要請により、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊の車両等による輸送支援を求める。

(オ) バスによる避難のイメージ

バス等による避難のイメージ



イ JRによる避難

JR境線の沿線地域の住民は、各駅から順次乗車し、米子駅に輸送する。
米子駅到着後、山陰本線の列車をに乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅に輸送する。
一部は、米子駅付近に設けた一時集結所からバス等により、避難所まで輸送する。

ウ その他手段による避難（船舶、航空機）

(ア) 方針

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、船舶及び航空機による避難を実施する。

(イ) 船舶による避難

第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ、利用可能な港湾等から海上輸送を行う。

(ロ) 航空機による避難

ヘリコプター等が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い災害時要援護者の避難に使用する。

(10) 自衛隊による避難

県は、輸送力が不足し緊急輸送が必要な場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する

車両（自衛隊救急車を含む）およびヘリコプターによる避難住民の緊急輸送を行う。

(11) 災害時要援護者の避難

ア 方針

特定事象（原災法 10 条事象）発生時の P A Z 発動準備があった場合、あわせて必要に応じて、UP Z の災害時要援護者の避難準備を早期に開始する。

50 km を超える避難が災害時要援護者の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。場合によっては 30～50 km 圏内の施設利用を検討する。

イ 災害時要援護者の避難計画

(ア) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者及びそれらの施設等並びに災害時要援護者の避難体制の状況を確認し、災害時要援護者の避難計画を作成する。

(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

(ウ) 施設入所又は入院中の災害時要援護者は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定することから、事前に関係県と調整するよう努める。

(エ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。

ウ 災害時要援護者の避難

~~施設入所の災害時要援護者については、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。~~

~~車両が不足する場合は県が措置を行う。~~

エウ 社会福祉施設等入所者の避難の体制整備

(ア) 方針

緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、避難先が確保された段階で最終避難先に避難する。

(イ) 避難方法

施設入所の災害時要援護者については、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。車両が不足する場合は県が措置を行う。

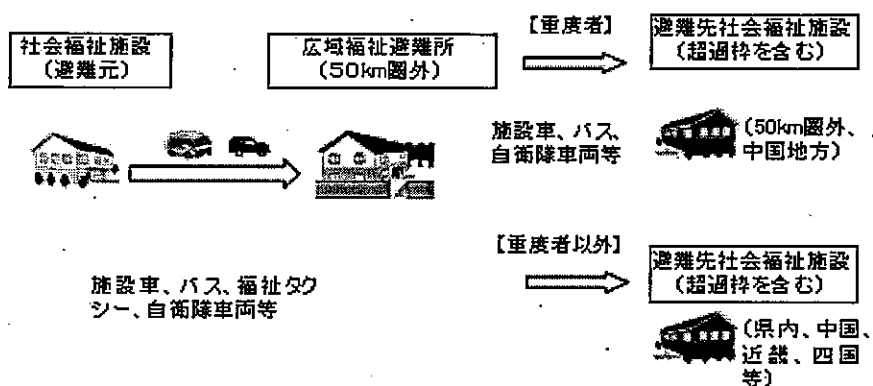
(ウ)(イ) 留意事項

a 避難先として上記の例以外に、原発から UP Z 外であれば自宅へ避難させる場合もある。

b 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。

(ウ)(エ) 社会福祉施設等入所者避難のイメージ

社会福祉施設等入所者避難のイメージ



※ 重度者については移動が過重な負担とならないように、できる限り近隣の施設を斡旋する。

ホエ 病院の入院患者の避難

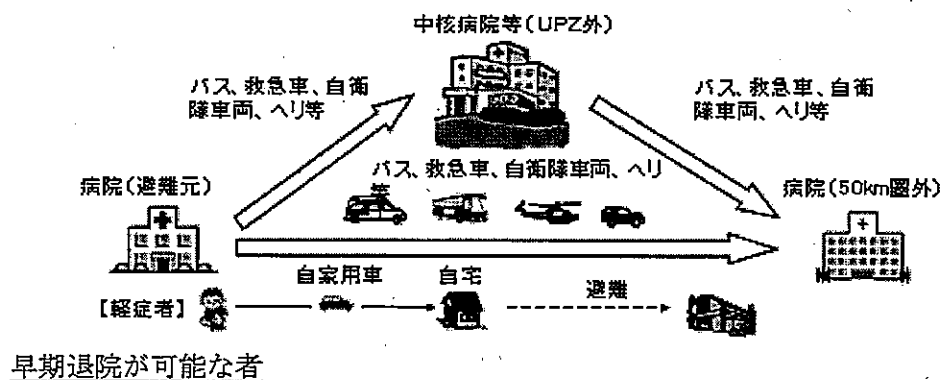
(ア) 方針

緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、軽症者早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

(イ) 病院の入院患者の避難イメージ

病院の入院患者の避難イメージ



カ オ 在宅要援護者の避難

米子市及び境港市は、自然災害と原発災害とを区別することなく、在宅要援護者情報を把握し、避難に関する支援体制を構築した上で、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。

なお、在宅要援護者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。

カ カ 外国人の避難

外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。

・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）

・避難指示の伝達方法の検討

・災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供

なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。

キ 別紙2「災害時要援護者避難計画」

(12) 児童生徒等の避難

ア 方針

避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。

イ 避難計画の作成

UPZ内の保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、避難計画を作成する。

ウ 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

エ 別紙3「児童、生徒等避難計画」

「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル」

(13) 観光客の避難

ア 方針

島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や特定事象等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、帰宅を呼びかける。

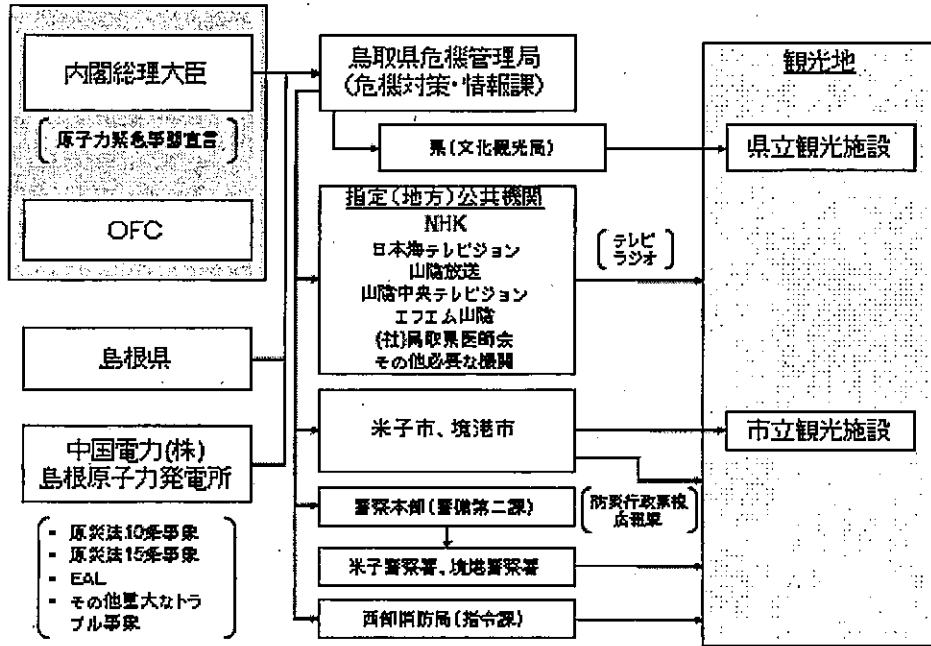
帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

イ 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。

観光客への情報伝達体制



※ 県が、警戒本部又は災害対策本部を設置以降した場合は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を災害対策本部が引き継ぐ。

ウ 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者については、それぞれの移動手段によりすみやかに帰宅する。

その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合は、観光客の屋内退避施設の確保や、地域住民の行動に準じた避難を行う。

3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の統轄 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13. 広報、情報伝達 14. その他必要な措置
米子市 境港市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難指示の伝達 2. 一時集結所の選定、運営 3. 一時集結所までの住民の誘導 4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 5. 緊急時モニタリングの支援 6. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応 7. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 8. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 9. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 10. 避難住民への行政サービスの提供 11. 災害時要援護者の避難体制の整備 12. 避難所までの災害時要援護者の避難支援者等による同行 13. その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村 (避難住民受入市町村)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 米子市及び境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

指定 地方 行政 機関	第八管区海上保安本部 境海上保安部	1. 海上における安全確保及び船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送
	鳥取地方気象台	1. 気象状況等の把握及び解析 2. 緊急時モニタリングセンター(EMC)の支援
消 防 機 関	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局 鳥取中部ふるさと広域連合消 防局 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	1. 負傷者の搬送 2. 病院の入院患者の避難の支援 3. 情報の収集分析 4. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 5. 関係機関との連絡
自 衛 隊	陸上自衛隊第8普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第3輸送航空隊 自衛隊鳥取地方協力本部	1. 緊急時モニタリングの支援(空中、海上) 2. 緊急輸送の確保支援 3. 災害時要援護者の車両への搬送支援 4. スクリーニング、除染の支援 5. 給水、給食等
指 定 公 共 機 関	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. スクリーニング、除染の支援
	日本放送協会	1. 住民等に対する避難情報の放送
	西日本旅客鉄道(株)	1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
	KDDI(株) (株)NTTドコモ	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い 2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 3. 避難情報の配信
指 定 地 方 公 共 機 関	(社)鳥取県バス協会	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送
	(社)鳥取県トラック協会	1. 緊急物資の輸送
	鳥取県医師会	1. 医療救護の実施
	鳥取県歯科医師会	
	鳥取県薬剤師会	
	鳥取県看護協会	
	鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受入れ及び派遣
	日本海テレビジョン放送(株)	1. 住民等に対する避難情報の放送
	(株)山陰放送	
山陰中央テレビジョン放送(株)		
(株)エフエム山陰		
そ の 他 公 的 機 関	鳥取県歯科医師会	1. 医療救護の実施
	鳥取県薬剤師会	
	鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受入れ及び派遣
	鳥取県ケーブルテレビ協議会	1. 住民等に対する避難情報の放送

団 体		
--------	--	--

(2) 県庁の各部局等

部局名	事務又は業務 ※上段は、原子力防災対策特有のもの
未来づくり推進局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難に関する広報 2. 災害対策の広報 3. 住民等からの問合せに対する対応 4. 報道機関との連絡調整、放送要請 5. 避難所運営に係るボランティアの受入れ調整 6. 県民からの県政に係る一般広聴
危機管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難等の指示 2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正 3. 被害情報の収集及び通信連絡の総括 4. 災害対策本部の運営 5. 災害対策本部事務局の業務 6. 災害対策本部における通信施設の保全 7. 自衛隊、海保との連絡調整 8. 消防防災ヘリコプターの運用 9. その他、避難に関する総合調整
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域避難所運営の総括 2. 広域避難所（県営）の開設、運営 3. 損害賠償 4. 災害時緊急支援チームの派遣 5. 職員災害応援隊の派遣 6. 公有財産の管理 7. 庁舎の管理、運用、調査 8. 職員の服務、給与 9. 職員の動員、派遣要請、受入 10. 職員の安否、補償 11. 人権擁護の確保 12. 県議会 13. 関東・関西・東海地区所在県外本部との連絡調整、情報収集
企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 2. 輸送業務 3. 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ 4. 市町村の業務継続計画運用の支援の総括 5. 鳥取情報ハイウェイに関すること 6. 私立学校への情報の伝達 7. 市町村の行財政運営に関すること 8. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡
文化観光局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光客に対する情報伝達、避難、救援 2. 災害時要援護者（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援 3. 観光施設等との連絡調整
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備 2. 避難住民のスクリーニング、除染 3. 災害時要援護者（外国人を除く）の避難支援 4. 災害時要援護者の輸送手段の確保

	<ul style="list-style-type: none"> 5. 医療救護対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（被ばく医療を含む。）、医薬品の調達 7. 保健衛生、健康相談
	<ul style="list-style-type: none"> 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災害救助法 11. 災害時要援護者避難対策本部の設置、管理、運営
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 環境の除染等 2. EMCの設置、管理、運営 3. 平常時モニタリング
	<ul style="list-style-type: none"> 4. 入浴施設、トイレの確保 5. 応急給水 6. 応急仮設住宅の供給 7. 公営住宅の調査 8. 恒久住宅の提供 9. 生活関連物資の調達・供給 10. ペット（家庭動物）の扱い 11. 食品衛生、食中毒防止対策
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> 1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配 2. 生活必需品の流通
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 食糧の確保（流通）及びあっせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 県有船舶の運用・調整
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達
会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 県有車両の運用、調整
企業局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全
病院局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 県立病院での被ばく医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力 3. 学校の避難計画作成支援 4. 公立学校等への情報の伝達
西部総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現地災害対策本部の設置 2. 原子力発電所の現地確認（西部） 3. OFCへの要員派遣 4. 島根県庁への連絡員派遣 5. モニタリング
	<ul style="list-style-type: none"> 6. 市町村との連絡調整 7. 庁舎の管理、運用、調査
総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町村との連絡調整

	<ul style="list-style-type: none"> 3. 職員応援体制の整備 4. 庁舎の管理、運用、調査
共通	<ul style="list-style-type: none"> 1. その他知事（対策本部長）の命ずる事項 2. 他部局の応援

(注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。

警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難等防災広報 2. 交通規制 3. 避難住民の誘導・指示 4. 避難対象地域・避難施設等の治安維持 5. 被災者の支援と情報収集 等
------	--

4 避難の支援方法

(1) 物資等の供給

ア 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者への委託を検討する。

イ 物資等の供給

(ア) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

(イ) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

(ロ) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が、避難住民等に配布する。

(エ) 留意事項

a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

b 屋内避難地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

ウ 物資等の供給支援組織の構成

(ア) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

(イ) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積する。

a 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

b 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

(ロ) 物資集積所

市町村は、物資集積所を設置し、市町村内の各避難所等に対する物資供給基地として運用する。

エ 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

オ 物資及び資材

食	糧	<p>温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。</p> <p>当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。</p>
---	---	--

	調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。
水	避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。
生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットこんろ、カートリッジポンペ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋等
燃料	防護対策措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する。 ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。
復旧資材等	収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの
日用品・嗜好品	一定の率をもって常統的に供給する。
衛生資機材	医薬品、医療機器、その他衛生用品。

カ 別紙4「食糧、生活関連物資等供給計画」

(2) 輸送

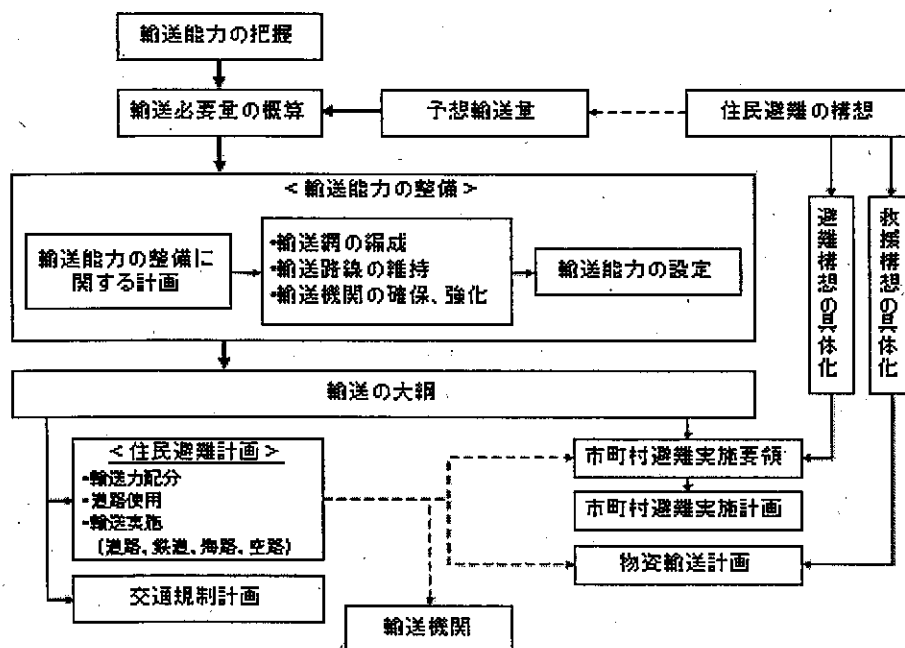
ア 方針

県は、避難住民及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

イ 輸送の一般的要領

輸送に関する一般的要領は次のとおりであるが、県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

輸送の一般的要領



ウ 輸送経路の決定

避難輸送は、事前に計画した避難輸送経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難輸送経路の情報を把握し、避難輸送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事の中止と仮復旧、道路の啓開など）する。

また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに避難

輸送経路を変更する。

エ 輸送手段

輸送手段は、道路、鉄道、海路、空路とし、その特性に応じて選定する。

オ 輸送能力の概算

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

カ 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送路線の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

キ 輸送に関する計画

(ア) 輸送計画

a 輸送力の配分

一定期間の輸送の根拠となるもの。

b 輸送経路

交通規制の実施の基礎となるもの。

c 輸送の実施

輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送、中継輸送、折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。

(イ) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

(ロ) 避難実施要領

米子市及び境港市は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。

作成に当たっては、災害時要援護者への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。

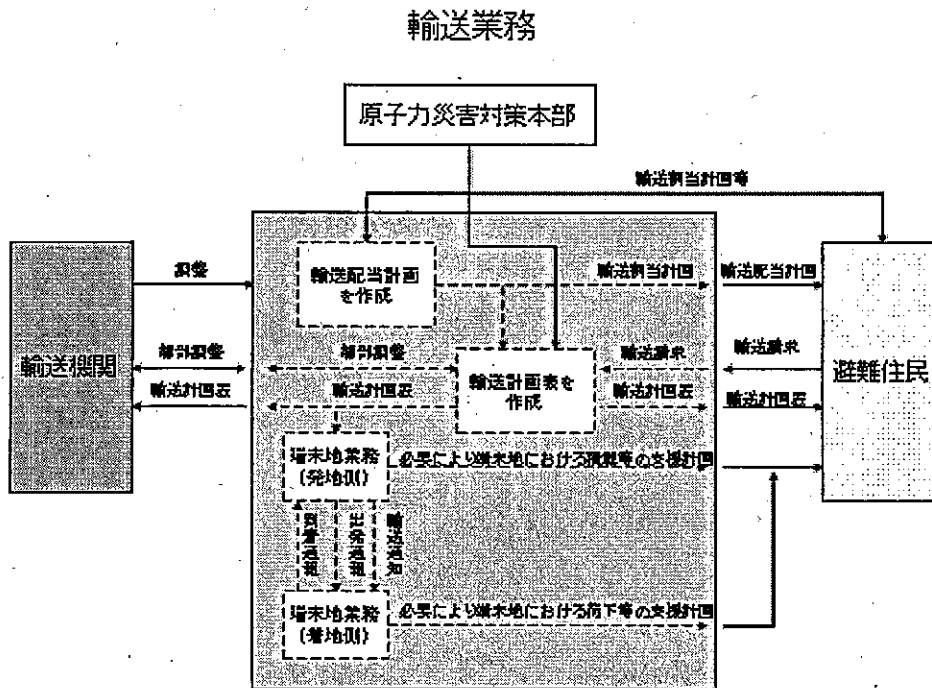
避難指示の通知を受けた場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し使用する。

(エ) 物資輸送計画

ク 輸送の実施

(ア) 輸送業務

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。



(イ) 広域交通管理体制の確保

a 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。

警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

b 交通路の確保

県は、主要な橋梁、トンネル等危険箇所を把握し、啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。

c 給水、救護施設等の場合等の確保

県は、避難経路に、給水、給油、救護、トイレを確保する。

ケ 災害時要援護者等（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等）の輸送

(ア) 輸送の実施

県は、県があらかじめ定める災害時要援護者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする人の輸送を一元的に行う。

(イ) 輸送の手続

県は、市町村の状況に基づき、災害時要援護者の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市町村は、輸送対象者を災害時要援護者の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、災害時要援護者の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

(ウ) 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

コ 別紙5「輸送計画」

(3) 医療の提供

ア 被ばく医療体制

県（福祉保健部）は、災害対策本部の付属機関として医療救護対策本部を設置する。

医療救護対策本部は、オフサイトセンター(医療班)と調整し、被ばく医療機関と連携して、緊急被ばく医療、必要な防護対策(スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与)等を行う。

イ 治療、搬送

(7) 緊急被ばく医療活動

a 避難所等における対応

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

b 初期被ばく医療機関における対応

汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応を行う。

c 二次被ばく医療機関における対応

初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。

d 三次被ばく医療機関への搬送

県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

(4) 医療機関への搬送

a 被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

b 島根原子力発電所の作業員等の被ばく患者の搬送に際しては、原子力事業者は放射線管理要員を被ばく患者に随行させる。

ウ スクリーニング

県は、UPZ外の主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて簡易な除染を行う。

また、主要経路沿い等のスクリーニング会場を通過しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。

国のスクリーニングの検討を踏まえて実施方法等をさらに検討する。

エ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市町村等と連携し、一時集結所等において、別に定める「安定ヨウ素剤服用基準(仮称)」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。

なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっての、副作用や禁忌者等に関する注意の事前周知等については、国の安定ヨウ素剤服用等の検討を踏まえて実施方法等をさらに検討する。

オ 避難所の衛生管理

(7) 県(福祉保健部・各福祉保健局)は、市町村と連携し避難所における避難住民の巡回指導体制を確立し、感染症の予防やまん延防止、その他疾病の予防に努める。

(4) 県(生活環境部・各生活環境局)は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

カ 医療の確保

(7) 県医療救護対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施する。

(4) 国緊急被ばく医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。

キ 健康管理

避難住民の健康を良好に維持するため、体調管理、メンタルヘルスケア等を継続的に実施する。

ク 別紙6「緊急被ばく医療計画」

(4) 避難所

ア 避難施設の指定

(ア) 避難所

県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。
指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。

(イ) コンクリート屋内退避施設

米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。

県は、早期の避難が困難が住民等が一時的に待避できる施設の整備を支援する。

イ 避難施設の開設運営

(ア) 開設

避難先地域の市町村は、あらかじめ定めた計画、又は災害対策基本法に基づく要避難地域市町村あるいは、知事との協議により、避難所を開設運営する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設運営する。

(イ) 運営

要避難地域の市町村職員は、避難先地域の市町村および県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、避難先地域の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温食に移行する。

(ウ) 衛生管理

避難所の開設者は、避難所の衛生管理を行う。県は、避難者の衛生管理の指導、支援を行う。

(エ) 健康管理

避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設する。

(オ) ペットの避難

避難所の開設者は、避難所にペット収容のためのスペースを確保する。

ペット収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。

県は、ペットの健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

(カ) 別紙7「広域避難所運営計画」

ウ 福祉避難所の設置

避難先市町村は、災害時要援護者の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

(5) 仮設住宅等

ア 方針

県及び要避難地域市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内とする。

イ 仮設住宅

要避難地域市町村は、県および避難先地域市町村と連携し、速やかに建設用地を確保し、早期に仮設住宅の建設を着工する。

ウ 恒久住宅

避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。

県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保する。

必要に応じて住宅取得制度を整備する。

(6) 応援、受援

ア 職員の派遣とあっせん

(7) 職員の動員

県は、動員計画に基づき、必要な災害対策要員を動員する。

この際、業務の継続性のため、ローテーションに考慮する。

(4) 職員の派遣（自治法 252 の 17）

a 市町村への職員の派遣（自治法 252 の 17）

市町村等からの派遣要請により、必要な職員を派遣

b 指定行政機関等への職員の派遣要請（法 151、自治法 252 の 17）

専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請

c 派遣者の宿舍等を確保

(ウ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

(エ) 職員の安全の確保（放射線防護）

(オ) 職員の安否確認

(カ) 職員の健康管理

イ 応援要請等

(7) 方針

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。

(4) 専門家の派遣要請等

a 鳥取県原子力防災専門家会議委員を招集する。

b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する。

c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する。

(ウ) 自衛隊（原子力災害派遣等）

a 派遣の要請

知事は、防護対策措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、自衛隊の部隊等の長に対し、災害派遣を要請する。

b 活動内容

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握（被害収集活動）、避難の支援、行方不明者等の捜索救助、消防活動（消防機関に協力）、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他

(エ) 海上保安庁 海上保安部

島根原子力発電所周辺の海域において、活動を行う。

航行制限・航泊禁止、海上におけるモニタリング支援、海上における救助・救急活動、緊急輸送のための海上運航確保・緊急輸送支援活動、放射性物質等の事業所外海上運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策、船舶への事項情報の連絡・緊急通報等・船舶の航行制限、海上パトロールによる治安確保

(オ) 他の都道府県への応援要求

a 他の都道府県知事への応援要求

知事は、必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対して応援を求める。

防護対策措置は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携する。

知事は、独自では十分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは十分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。

b 他の都道府県との連絡調整

知事は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事に対する要請準備と事前連絡を行う。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行う。

(カ) 指定（地方）公共機関への要請

a 措置要請

県は、防護対策措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定(地方)公共機関に対し必要な要請を行う。

b 応援

知事は、指定(地方)公共機関から、その業務に係る防護対策措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援する。

c 応援の求め

知事は、防護対策措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国の防護対策措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行う。

ウ 市町村への応援

知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。

エ 応援協定の整備

知事は、防護対策措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保する。

オ 支援の受入れ

鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、ボランティア、NPO等の支援を受け入れる。

カ 別紙8「動員計画」

(7) 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

(8) 安否確認

避難等の措置を実施する市町村長は、避難先市町村及び県の協力を得て、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

(9) 警備

警察は、関係機関と連携し、警備を行う。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警備、社会秩序の維持、避難所の警備、緊急交通路の確保等を行う。

(10) 広報・情報伝達

ア 方針

県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等を通じて、県民に正確な情報提供を迅速に多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移と住民のニーズへの対応、災害時要援護者及び一時滞在者に十分な配慮を行う。

イ 情報伝達・広報の役割分担

○FC	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。 ○FC所管外の情報(避難生活に関連する情報等)を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとりべ

	<p>き措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。
--	--

ウ 住民への情報提供

県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供する。

広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。

関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れのない広報を実施する。

屋内避難や避難の指示など重要なものについては確実に伝達できる体制や機器を整備する。

エ 広報体制の整備

(ア) 情報の収集

県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部局と情報共有する。

(イ) 情報の発信

災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。

県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動揺や混乱をできるだけ低くし、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。

(ウ) 広報手段

ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。

避難所にいる避難住民への広報（情報提供）は、広域避難所の管理系統による直接広報も使用する。

(エ) 複合災害における強靱な情報伝達体制の確保

- ・ 広報対象に応じた広報手段の採用
- ・ 情報伝達手段の複層化
- ・ 平素の情報伝達手段の活用

オ 別紙9「広報・情報伝達計画」

(11) 問い合わせ窓口の開設

ア 方針

県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせ窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

イ 実施要領

- ・ 専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。
- ・ あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。
- ・ 技術的事項の解説等については、専門家に対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。
- ・ 臨時電話の増設と専用ダイヤルを開設する。

ウ 相談窓口の種類

(ア) 総合相談

(イ) 住宅全般

(ウ) 放射線

(エ) 原子力損害賠償等

(オ) 住宅

(カ) 生活資金

(キ) 農林水産業

- (ク) 経営・労働
- (ケ) 学校、教育
- (コ) 医療
- (サ) 健康や育児・母乳
- (シ) ボランティア
- (ス) 行方不明者
- (セ) 安否情報の問い合わせ

(12) 損害賠償

- ア 県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する
- イ 別紙10「損害賠償計画」

(13) 会計等

ア 会計

- (ア) 防護対策措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行う。
- (イ) 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討する。

イ 公的徴収金の減免措置

(ア) 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(イ) その他必要な措置

- a 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係
- b 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準第8条関係

(ウ) 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

- ウ 義援金、義援物資の受入れ
- エ 物価の監視

5 避難実施体制

(1) 危機管理体制

ア 災害対策本部の設置

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。

イ 原子力災害対策本部との連携

県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。

ウ 災害対策本部の設置等

(ア) 災害警戒本部

島根原子力発電所より、原災法10条事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。

(イ) 災害対策本部の附属機関等の設置

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力安全対策班を設置する。
緊急時モニタリングセンター（EMC）を災害対策本部の附属機関下部組織に移管する。
医療救護対策本部及び災害時要援護者対策本部を災害対策本部の附属機関下部組織として、福祉保健部に設置する。

(ロ) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。

(ハ) 原子力災害合同対策協議会

OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

(ニ) 現地調整所

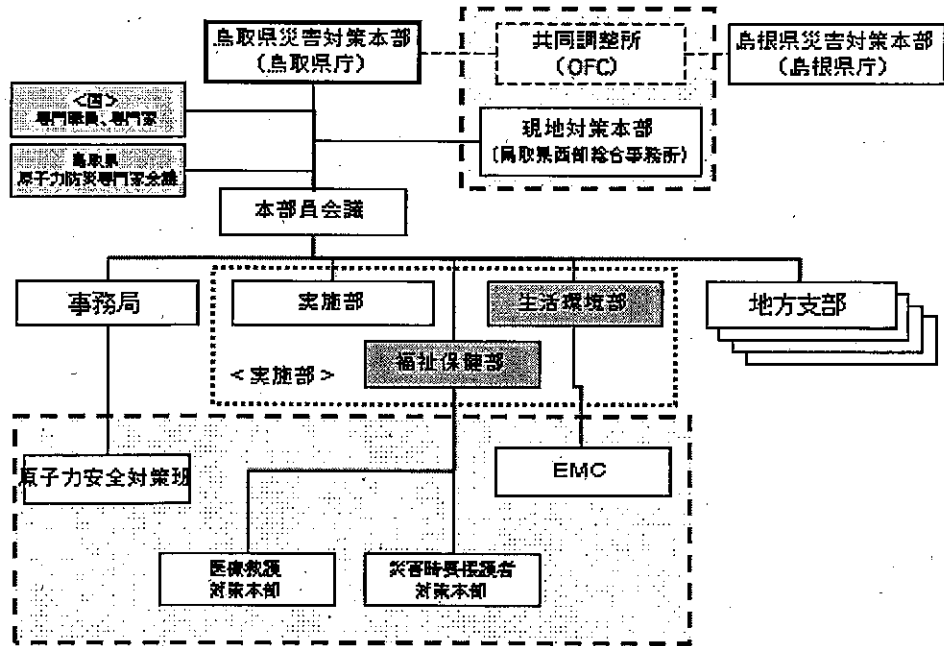
統轄監は、島根県との防護対策措置について、整合性と円滑性を確保するため、オフサイトセンターに現地調整所を設置し、避難、モニタリング、広報等について、調整メカニズムを通じて緊密に調整する。

(ホ) 災害対策本部地方支部

災害対策本部が設置された場合、西部総合事務所を除く総合事務所に地方支部を設置する。各地方支部は、当該管轄における防護対策措置と避難住民の支援を行う。

(ヘ) 災害対策本部の編成

災害対策本部編成表



エ 島根原子力発電所の立入検査（調査）

原災法 10 条事象の通報があった場合、島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査のための職員を派遣する。

まず、鳥取県西部総合事務所より職員を派遣し、同時に本庁（原子力安全対策室）から要員を派遣する。

オ OFCへの要員派遣

(ア) 方針

警戒事象が発生した場合、OFCに統轄監及び必要なOFC運営要員を派遣する。

(イ) 統轄監

統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。また、島根県との防護対策措置に関する現地調整所を設置する。

このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。

統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。

統轄監が、OFCに到着するまでの間は、西部総合事務所から連絡要員を派遣する。

(ロ) OFC運営要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC運営要員を派遣する。

(ハ) 県連絡員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。

カ 島根県庁へ連絡員の派遣

原災法 10 条の通報があり、島根原子力発電所に立入調査（検査）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県に連絡員を派遣する。

キ 別紙 11 「災害対策本部マニュアル」

(2) 通信システム

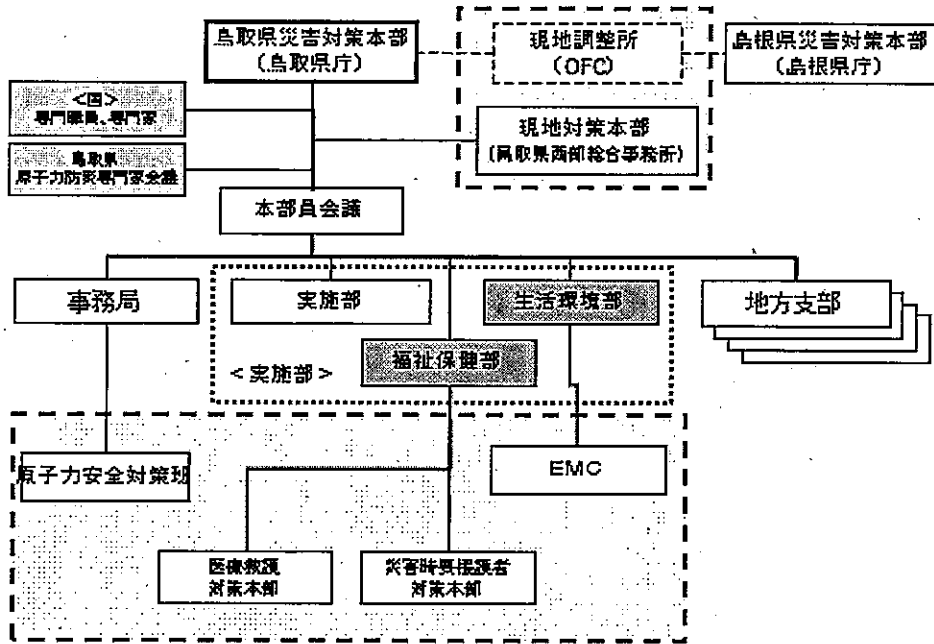
ア 方針

確実な連絡体制及び避難指示等の緊急情報の住民への速報性を確保するため、各種手段により、関係機関等との情報通信ネットワークを構築する。

イ 通信連絡系統図

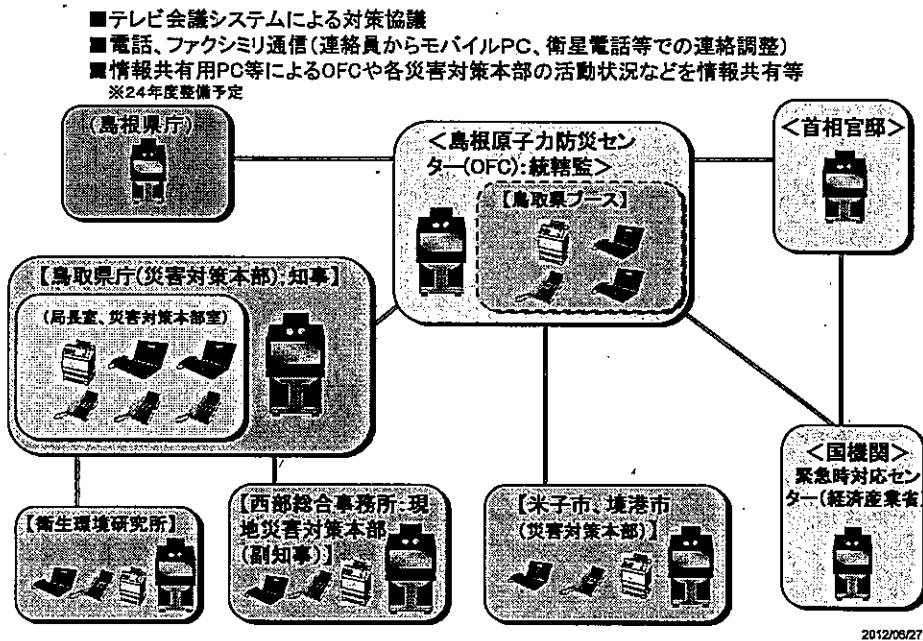
(ア) 島根原子力発電所通信連絡網図

災害対策本部編成表



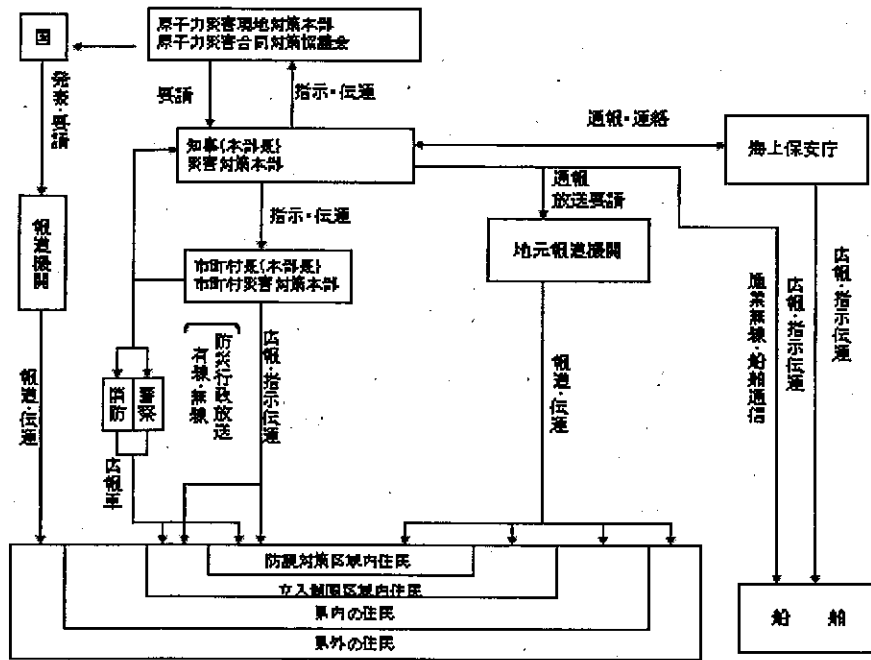
(イ) 原子力防災ネットワーク図

原子力防災ネットワーク図



(ロ) 住民に対する情報伝達系統図

住民に対する広報及び情報伝達系統図



ウ 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。

県とOFCとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。

県は、他の各部局及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。

エ 通信組織の構成、維持、運営

一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク 原子力規制委員会	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用 専用の衛星通信回線を利用し、電話・FAX並びにTV会議による通信	国の委託を受け、(独)原子力安全基盤機構が運営
固定型衛星通信システム 原子力規制委員会	原子力災害等緊急事態発生時に稼働するオフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、

	防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定、有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成 各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	非常通信非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

オ 非常通信

(ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

(イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用

(ロ) その他の通信設備の利用

a 緊急を要する場合

警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、自衛隊設備、放送要請

b 放送要請

住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(エ) 移動通信機器等の借受

a 県は、必要に応じ「移動通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受ける。

b 機器の種類

- ・ NTTドコモ衛星携帯電話端末
- ・ 業務用トランシーバ (簡易無線局)
- ・ インマルサット・ミニM端末

付録 1 用語の解説

あ行

アルファ線（ α 線）

放射線の一種で、陽子 2 個と中性子 2 個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子。物質を通り抜ける力は弱く、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線は人体外部で受けた場合、皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質が沈着した組織の細胞がアルファ線の全エネルギーを集中的に受けるため、内部被ばくで最も人体が受ける影響が大きい。

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。

事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、SPEEDI ネットワークシステムなどによる被ばく線量予測結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。

（参考：ガンマ線による被ばくの低減係数）

場所	低減係数	
	浮遊放射性物質	沈着した放射性物質
屋外	1.0	1.00
自動車内	1.0	-
木造家屋	0.9	0.40
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2 以下	0.20

※ Planning For Off-site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設、原子力防災センター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所から 20 km 未満の区域に所在し、全国に 22 箇所ある。（2012 年 12 月現在）

か行

外部被ばく

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離ればそれ以上の被ばくはなくなる。

確定的影響

しきい線量（これ以上の線量を被ばくすれば、人体に症状を起こす線量）が存在し、しきい線量を超えて被ばくした場合に現れる影響。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。

確率的影響

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響は確率的影響に分類される。

可搬型モニタリングポスト

固定的モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する移動可能なガンマ線空間放射線量率測定器で、災害発生時に最大空間放射線量率を予測する地点などに置かれる。

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

緊急被ばく医療活動

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築される。

被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体または国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う。

グレイ（Gy）

放射線のある物質に当たった場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、経済産業副大臣が主導的に運営する、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。

原子力防災専門官

原子力災害対策特別措置法第30条で定められている、オフサイトセンターに駐在し、文部科学省と経済産業省指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

個人線量計

個人の外部被ばく線量を測定する計器。

コンクリート屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

さ行

サーベイメータ

放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。

しきい線量

放射線が生体にひき起こす確定的影響に関し、その効果をひき起こすに必要な放射線の最少吸収線量。しきい線量以下の被ばくではその影響は現れない。

実効線量

組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

実効線量 (Sv) = Σ (等価線量 (Sv) × 組織荷重係数)

除染

衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。緊急時においては、1次除染、2次除染がある。

除染剤

除染を効果的に行うために使用されるもの。除染対象物の種類及び汚染核種の種類及びその化学的性状等を考慮して選択することになるが、一般に、水、酸、中性洗剤、石けんなどが用いられる。

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。(等価線量：P28、実効線量：P27)

スクリーニング

避難住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定等により評価、判定し必要な処置を行うためにふるいわけすること。

積算線量計

事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する、あるいは放射線作業従事者が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定する線量計。

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

な行

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

避難時間推計シミュレーション

避難勧告が発出された地域の住民が、避難指示範囲からUPZの外へ避難する場合の、避難にかかる所要時間を予測すること。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

ベータ線 (β線)

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きい、ガンマ線より小さく、厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

放射性プルーム（プルーム）

排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること。原子力災害ではプルームの方向を避けるように避難するのが防災上効果的である。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

モニタリングカー

原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

や行

予測線量

放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

ら行

リスクコミュニケーション

リスクを伴う社会経済活動を計画ないし実施する際に、情報の主たる送り手となる「行政、企業あるいは専門家などに代表されるリスク専門家」と、主たる受け手となる周辺地域一般の人々などからなる利害関係者との間で、リスクに関する情報や関心・意見などのメッセージの双方向的交換を

行うことで、当該活動に関する施策をより円滑に進めることに資する活動。

英字

EAL (Emergency Action Level : 緊急事態区分及び緊急時活動レベル)

緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

EMC (Emergency Monitoring Center : 緊急時モニタリングセンター)

緊急時のモニタリング計画、立案を行うとともに、緊急時モニタリング作業の指揮及び総括を行う。原子力災害時において、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の附属機関に移管する。

EPZ (Emergency Planning Zone : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)

原子力施設において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定められた影響の及ぶ可能性のある範囲。これまでの防災指針では、EPZ のめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、原子力発電所などを中心として半径約 8 ～ 10 km の距離とされていた。

ETE (Evacuation Time Estimate : 避難時間推計)

JAEA (Japan Atomic Energy Agency : 独立行政法人日本原子力研究開発機構)

指定公共機関

OFC (off-site center : オフサイトセンター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)日本原子力研究開発研究機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベル。

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を OIL の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。予測的な手法による意思決定ではなく、特定の事故事象が発生すれば直ちに避難するなど放射性物質を含むプルーム(気体状、粒子状の物質を含む空気の一団)が放出される前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域。概ね 5 km。

IAEA の安全指針 GS-G-2.1 では原発から 3 ～ 5 km の範囲とされている。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだブルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。
※ 福島第一原発事故において安定ヨウ素剤予防服用が必要な範囲が概ね 50 kmに及んだ可能性があり、今後それを参考として、具体的な対応を検討。

SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。SPEEDI ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。

UPZ（Urgent Protective action Planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）

福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設定された区域。環境放射線モニタリングによる計測可能な判断基準に基づく避難、屋内待避等を準備する区域。概ね 30 km。

IAEA の安全指針 GS-G-2.1 では原発から 5～30 kmの範囲とされている。

（参考）

- ・ 原子力安全・保安院 「原子力関係用語集」
- ・ (財)原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」
- ・ (財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典ATOMICA」
- ・ (公財)原子力安全研究会
- ・ 原子力安全委員会 「原子力発電に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」
- ・ (財)原子力安全技術センター 「原子力防災研修講座テキスト」

